

府令 · 省令

○内閣總務省農林水產省令第一號  
経済産業省厚生労働省  
国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

卷之五

（顧客等の本人特定事項の確認方法）	
改 正 後	改 正 前
<b>第六条</b> 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。	<b>第六条</b> [同上]
一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）次に掲げる方法のいずれか	一 [同上]
ワ 「イヽヲ 略」	「イヽヲ 同上」
二 当該顧客等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引	ワ 「イヽヲ 同上」

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府 総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項の規定に基づき、外國為替に関する省令の一部を改正する省令を次のよう定める。  
令和五年五月十一日  
外國為替に関する省令の一部を改正する省令  
財務大臣 鈴木 俊一

**備考** 表中の「」の記載は注記である。

（公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）

署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法（特定事業者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）

等に関する情報の送信を受ける方法  
（特定事業者が公的個人認証法第十七  
条第四項に規定する署名検証者である  
場合に限る。）

当該顧客等から、電子署名等に係る  
地方公共団体情報システム機構の認証  
業務に関する法律（平成十四年法律第  
百五十三号）。以下この号において「公  
的個人認証法」という。第三条第六項  
又は第十六条の二第六項の規定に基づ  
き地方公共団体情報システム機構が発  
行した署名用電子証明書及び当該署名  
用電子証明書により確認される公的個  
人認証法第二条第一項に規定する電子  
人認証法第二条第一項に規定する電子  
規定期定取引

規定する資本取引に係る契約締結等行為を  
いう。以下同じ。)にあつては、法第二十二  
条の二第一項に規定する顧客等とする。第  
十二条、第十二条の三及び第十二条の七を  
除き、以下同じ。)又は代表者等(法第十八  
条第二項に規定する代表者等をいう。以下  
同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める方  
法とする。

一 [同上]  
〔イヽヲ 同上